

水道料金・下水道使用料の減免について

明石市では、65歳以上のひとり暮らしで、次の全ての要件を満たしている方について、水道料金・下水道使用料を減免する取扱いをしています。

● 要件

- ・ 4月1日現在で65歳に達している方
- ・ 明石市で住民登録をしており、かつ市内におひとりで居住されている方 ※世帯分離(同住所別世帯も含む)または常時居住している家屋に同居者のいる方は対象外です。
- ・ 一定の所得額未満の方
(前年度所得を基準に老齢福祉年金支給限度額未満の方)
- ・ 生活保護、もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けていない方

● 減免する額

水道料金・下水道使用料の基本料金の半額

● 減免する期間

減免が決定された日以降の調定分から、資格喪失日まで

⚠️ ご注意

- 1 「申請者の住所・氏名」と「水道使用場所・名義人」が異なるときは減免を受けることができません。
- 2 市内転居した場合や、閉栓して再び水道の使用を開始する場合は再度申請が必要です。
- 3 減免の適用は、おひとりにつき一水栓(散水栓は含まない)のみです。
- 4 要件に変更が生じた場合は、水道料金お客様センターへご連絡ください。

申請書の書き方（記入例）

明石市長様
明石市公営企業管理者様

		申請年月日 令和 ●年 ■月 ▲日	
申請者 (水道名義人)	住所	明石市 ○○1丁目2番3号 マンション△△ 123号	
	ふりがな	すいどう たろう	
	氏名	水道太郎	
	電話番号	078 - ××× - □□□□	
	生年月日	【明・大・昭・西暦】 ○○年 ○○月 ○○日	
	水道番号	○	○
緊急連絡先	氏名	明石花子	続柄 子
	電話番号 (緊急時)	090 - ●●●● - ××××	

太枠の中のみ、黒ペンまたはボールペンでご記入ください。

水道番号は、「ご使用水量等のお知らせ」もしくは「水道料金の領収書」を見てご記入ください。

緊急連絡先は、宅内の配管、給湯器等が破損し漏水した場合、ご連絡しますのでご記入ください。

申請のとき必要なもの

- 1 前住所地での所得証明書
(申請する年の1月1日以降に転入してこられた方のみ必要)

減免する方法

- 1 水道料金・下水道使用料から減免する額を差し引いて請求します。
- 2 共同で水道を使用されている方は、後日お返しする方法をとらせていただきます。

お問い合わせ

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所
明石市水道料金お客様センター ☎078 (915) 0270

〒674-0063 明石市大久保町八木742 大久保浄化センター
都市局下水道室下水道総務課 ☎078 (934) 9621